

# 計 画 書

## 東播都市計画用途地域の変更 (小野市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築物の 建築面積 の敷地面積 に対する割合	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備考
第一種低層 住居専用地域	約 5.1ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	—	10.0m	
第二種低層 住居専用地域	約 2.0ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10.0m	
第一種中高層 住居専用地域	約 23ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 26ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 49ha	—	—	—	—	—	
第二種中高層 住居専用地域	約 6.0ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 12ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 18ha	—	—	—	—	—	
第一種住居 地域	約 193ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第二種住居 地域	約 47ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 17ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
商業地域	約 13ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約 29ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業専用地域	約 114ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合 計	約 487ha	—	—	—	—	—	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

「別紙理由書のとおり」

## 理 由 書

市都市計画マスタープランに示される将来の目指すべき都市像実現のため、用途地  
域の変更を行い、都市機能の転換、再生を図る。